

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 21日

群馬県知事 あて



提出者 〒370-0523
住 所 群馬県邑楽郡大泉町吉田1201

氏 名 マルハニチロ株式会社 群馬工場
工場長 松本 渉

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0276-63-4151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	マルハニチロ株式会社 群馬工場
事業場の所在地	群馬県邑楽郡大泉町吉田1201
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：食料品製造業
②事業の規模	資本の額又は出資の総額 200億円 生産物量 14,765.9 t /年
③従業員数	群馬工場 311名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 【動植物残渣】容器に保管→トラックで運搬→リキッド式飼料化 2. 【汚泥】 容器に保管→トラックで運搬→肥料化 3. 【廃プラ】 選別回収保管→トラックで運搬→固形化し燃料化 4. 【廃油】 ドラム缶に保管→ローリー車で吸引回収・搬送 →油水分離で再製重油化 5. 【木くず】 パレットに保管→トラックで運搬→分別・破碎 →燃料チップ化 6. 【金属くず】 コンテナに保管→トラックで運搬→分別・破碎 →リユース及びリサイクル化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
産業廃棄物管理組織図（別表3）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	263.562 t	0.405 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・余剰汚泥発生防止として排水脱水処理実施 ・排水処理調整槽設置 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	253.02 t	0.389 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設の運営方法の変更 ・脱水処理の継続 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油 ドラム缶にて保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
産業廃棄物管理組織図（別表3）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類
	排 出 量	625.040 t	126.740 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・廃パレット有価に移行 ・硬質プラスチック一部有価に移行 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類
	排 出 量	625.040 t	121.670 t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・有価廃プラと産廃廃プラスチックを専用置き場にて分別 ・廃プラと硬質プラをコンテナで分別
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
産業廃棄物管理組織図 (別表3)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排 出 量	0.990 t	0.088 t
	(これまでに実施した取組) 木パレット使用禁止		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排 出 量	0.950 t	0.084 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・乾電池、木くずの分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
②計画	全処理委託量		253.02 t	0.389 t
	優良認定処理業者への処理委託量		54.508 t	0.389 t
	再生利用業者への処理委託量		253.02 t	0.389 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設の運営方法の変更 ・脱水処理の継続 				
※事務処理欄				

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量		625.04 t	121.67 t
	優良認定処理業者への処理委託量		625.04 t	4.502 t
	再生利用業者への処理委託量		625.04 t	121.67 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
②計画	全処理委託量		0.95 t	0.084 t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		0.95 t	0.084 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

マルハニチロ(株)群馬工場 組織図 【2023年度】

